（様式１別紙１）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　和歌山県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山県及び田辺市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、和歌山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に田辺市に転入しなかった場合：全額

（４）地方就職支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に田辺市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に田辺市以外の市区町村に転出した場合：半額